

◆ ◆ ◆ ヘッドライン ◆ ◆ ◆

○ 経済総合

1. 上半期のGDP、昨年同期比 7.9%増
  2. 1～7月の外資利用額、20%増
- ※ 1、2 は、以下本文掲載。

○ 法律・法規等

1. 「印刷業管理条例」改正により印刷業の違法犯罪活動の防止・取締りを強化——関連インタビュー（法制日報 8 月 22 日）
  2. 「海賊版ソフトウェアの販売禁止に関する通告」公布（著作権 2001 年第 4 号）
  3. 国家質量監督検閲検疫総局、2001 年中国著名ブランド製品リストを公布（中国質量報 9 月 3 日）
  4. 北京、ソフトウェアの違法プリセットアップを禁止（中国知識産権報 9 月 14 日）
- ※ 1～3 は、以下本文掲載。

○ ニセモノ問題

1. 各地のニセモノ対策速報（商標世界第 4 号）
  2. 高度化するニセモノ製造技術（商標世界 8 月 30 日）
  3. 江蘇省銅山県、産官一体でニセモノ対策強化（中国工商報 9 月 6 日）
  4. 工商局、「逆模倣」製品にも注意を喚起（中国工商報 9 月 11 日）
  5. 広東省警察、世界各地に販売ルートを持つ 9 ヶ所のニセモノ製造・販売拠点を摘発（中国質量報 9 月 5 日）
  6. 新疆工商局、ニセモノの取締りを強化（中国商標世界 8 月 30 日）
  7. 珠海にて押収された海賊版 CD を廃棄処分（中国質量報 8 月 29 日）
  8. 広東省、10 件のニセモノ製造・販売案件を公布（中国質量報 9 月 12 日）
  9. 公安部、ニセモノ製造に関する 9 件の刑事案件を公布（中国防偽 2001 年 9 月）
  10. 浙江省、「BANDO」及び「BANOD」の登録商標権侵害案を審理（商標世界 8 月 23 日）
  11. 森鴻社、「HONDA」商標の盗用で賠償責任を負う（中国知識産権報 8 月 17 日）
  12. ニセモノ製品のセールスについて講義を行っていた企業を天津で摘発（中国質量報 9 月 12 日）
  13. 成都にてニセモノ取締りウェブサイト開設（中国質量報 8 月 21 日）
  14. 山東徳州、ニセ「宝潔」の製造・販売に関わる大型案件を審理（中国質量報 8 月 31 日）
- ※ 1～13 は、以下本文掲載。

○ 中国行政・司法関連

1. 外資系企業が四川省で提起した著作権侵害訴訟に国際条約を適用（法制日報 9 月 6 日）

2. 四川省にて涉外特許侵害に関する初の集団紛争案終結、被告 26 社が Philips に対し謝罪(中国知識産権報 9 月 14 日)
  3. 福建省人民法院、知的財産権関連案件の審理新システムを確立(中国知識産権報 8 月 31 日)
  4. 内モンゴルの市場規範化進む(中国工商報 9 月 13 日)
  5. 広東省の各産業協会、独自のルールを発布し権利保護に乗り出す(中国知識産権報 9 月 5 日)
  6. 国家知識産権局特許審査協力センター、新たに 131 人の審査員を採用(中国知識産権報 9 月 14 日)
  7. 広東、吉林、上海、それぞれ涉外商標案件を審理(中国商標世界 8 月 16 日)
  8. スイス FRANKE 社、ドメインネーム紛争案の一審判決(中国知識産権報 8 月 29 日)
  9. 国網社、再びドメインネーム紛争案の被告に(電子知識産権 2001 年 9 月、中国知識産権報 8 月 22 日)
- ※ 1～6 は、以下本文掲載。

#### ○ その他 I P R 関連

1. 中国国際情報技術展示会、北京にて 12 月 13 日～16 日まで開催(中国知識産権報 9 月 7 日)
  2. 第 13 回全国発明展覧会、9 月 21 日～25 日まで昆明にて開催(中国知識産権報 9 月 12 日)
- ※ 1、2 は、以下本文掲載。

#### ○ JETRO からのお知らせ

1. 第 1 回日中韓特許庁長官政策対話会議が開催
2. 商工会議所 IPG/JETRO 北京センターによる知的財産権基礎講座が 10 月開講
3. 精華大学 TLO 訪問
4. 中国涉外専利事務所情報、近々公開

---

---

#### ○ 経済総合

##### ★★★ 1. 上半期の GDP、昨年同期比 7.9%増 ★★★

第 9 回全国人民代表大会(全人代)常務委員会の第 2 3 回会議は、8 月 2 9 日全体会議を開き、国家発展計画委員会の曾培炎主任は「世界経済が悪化に向かう中、中国の上半期 GDP は 4 兆 2 9 4 2 億元、昨年同期比で 7.9%の増加となった。国民経済は引き続き順調な成長を続けている。」と語った。(人民日報 8 月 30 日)

##### ★★★ 2. 1～7月の外資利用額、20%増 ★★★

今年 1～7 月、中国の輸出の伸び率は低調だった一方、外資利用は増大した。この 7 ヶ月間、国内で新たに設立された外資系企業は 1 万 4 0 5 8 社(昨年同期比 18.2%増)、外資利用額は契約ベースで 4 0 2 億 9 3 0 0 万ドル(同 45.8%増)、実行ベースで 2 4 2 億 9 0 0 万ドル(同 21.7%増)であった。これで、本年 7 月末現在、中国国内の外資系企業総数は 3 7 万 8 4 0 3

社となっている。(人民日報 8 月 16 日)

#### ○法律・法規等

#### ★★★ 1. 「印刷業管理条例」改正により印刷業の違法犯罪活動の防止・取締りを強化——関連インタビュー★★★

8 月 2 日に公布・施行された改正後の「印刷業管理条例」につき、国务院法制弁公室及び国家新聞出版総署の関係者がインタビューに応じた。主旨は次の通りである。

改正前の「条例」では登録商標の非法印刷や各種証明書の改ざんなどの行為を厳格に、また効果的に取り締まることが難しかった。今回の改正により、次のような点が強化された。1. 登録商標の非法印刷や各種証明書の改ざん等の違法行為を厳格に取り締まり、登録商標・ロゴの印刷業者の管理措置を明確にする。2. 行政許可手続きを簡易化し、不必要な審査・批准事項を減らし、行政部門の審査批准期間を確定し、印刷経営活動の行政主管部門を統一し、印刷業に対する行政管理制度を完全化する。3. 法的責任制度を明確にし、違法行為を行う印刷業経営者に対する処罰を厳格化する。

また、違法な商標印刷行為がますます増加し、市場秩序を混乱させていることに鑑み、今回の改正で次のような規定が新たに設けられた。「印刷企業は登録商標・ロゴの印刷を受注した際、商標登録者の所在する県クラス工商行政管理部門が発行する「商標登録証」のコピーを検証し、かつ発注者の提供する登録商標のデザインを検査しなければならない。登録商標の使用許諾を受けている者から商標の印刷を受注した場合、当該使用許諾契約についても検証しなければならない。印刷企業は、検証を行った各種証明書や登録商標のデザイン・許諾契約書についてコピーを 2 年間保存し、検査に備えなくてはならない。」

今回の改正は、印刷業経営者の違法行為に対する処罰を強化し、違法行為の種類に応じて法的責任を規定することにより、違法行為に対する処罰制度と処罰の手段に力度を加えたものである。また、審査批准を行った部門が相応の責任を負うという原則により、審査批准機関の責任を強めている。(法制日報 8 月 22 日)

#### ★★★ 2. 「海賊版ソフトウェアの販売禁止に関する通告」公布★★★

国家版權局、公安部、国家工商行政管理総局、全国わいせつ・非法ソフトウェア取締り作業グループ弁公室は、6 月 28 日に「海賊版ソフトウェアの販売禁止に関する通告」を公布した。これはソフトウェア産業の発展を奨励する政策と市場経済秩序の整頓・規範化活動の貫徹のため決定されたものである。本通告は全五条からなり、第二条、第三条で海賊版ソフトウェア販売の違法性が明確にされ、必要な者に対しては刑事責任を追及することも規定されている。また第四条ではソフトウェア販売業者が製品を仕入れる場合は必ずソフトウェア開発者か指定代理商を通じなければならないと定めたほか、第五条で全国わいせつ・非法ソフトウェア取締り作業グループ弁公室への通報番号を指定し、幅広い消費者に対し自覚を高めるよう呼びかけている。(著作権 2001 年第 4 号)

#### ★★★ 3. 国家質量監督検験検疫総局、2001 年中国著名ブランド製品リストを公布★★★

国家質量監督検験検疫総局は今年「中国ブランド製品評価管理弁法（試行）」を施行し、企業

の申請により冷蔵庫、洗濯機、家庭用エアコン、電子レンジ、カラーテレビ、マイクロコンピューター、オートバイ、カラーフィルム、調味料及び衣料品（シャツ）の10種類の製品を中国ブランド製品評価のテストケースとし、専門家による厳格な評価を経て、45社の企業の生産する57種類の製品を2001年中国著名ブランド製品として指定した。後日これら製品は表彰を受けることとなる。（中国質量報9月3日）

※この施策は中国企業のブランドを保護育成するためのものであり、外資系企業は対象外とされている。

## ○ニセモノ問題

### ★★★1. 各地のニセモノ対策速報★★★

〔山東省〕山東省寿光市工商局は最近、中国緑色食品発展研究センターの許可を得ずに「緑色食品」という証明標識を非法に使用していた案件を調査した。当該工商部門がこれまで取調べを行った同種の案件は7件あり、被害額は12万元に上る。

〔浙江省〕浙江省寧海県の工商分局が、“ペプシコーラ”や“南孚電池”などの登録商標を同商標所有者に無断で懐中電灯などに印刷していた某プラスチック工場を摘発した。9万個の懐中電灯がすでに義烏方面に販売されており、販売額は4万元であったと言う。

〔遼寧省〕大連市工商局旅順口分局は、同区で非法に商標を印刷していた疑いのある外資系企業を発見した。調べによると、同企業はイタリア企業の投資により設立された包装製品生産企業で、昨年7月の開業以来、「商標印刷単位証書」を取得せずに勝手に商標やロゴの入った包装製品を製造しており、その非法経営額は10万元に達する。工商局分局は同企業に対し、非法な商標印刷行為の即刻停止と1万元の罰金を徴収することを決定した。

〔江蘇省〕江蘇省秦準工商分局は、日本サンリオ社の国内代理商である上海博邦商務諮詢有限公司の通報により、同区の某ギフト用品販売企業からサンリオ社の登録商標である“Hello Kitty”のロゴの入った食器や時計などを押収した。この販売企業は今年2月より、浙江省義烏市で仕入れたこれらのニセモノ製品をサンリオ社の許可を得ずに販売しており、非法な経営額は4000元を上る。関係者は現地でまだ販売されていない商標権侵害製品を押収した。（商標世界第4号）

### ★★★2. 高度化するニセモノ製造技術★★★

著名ブランド製品製造企業の多くが、最近のニセモノ製造業者は法律の抜け穴を利用し、そのニセモノ製造技術を向上させ、消費者に混乱と誤解を与え、企業利益に多くの損失をもたらしているとコメントしている。これに対し国家工商総局商標局案件指導処の呂志華副処長は、現在の段階では商標法執行の力度やレベルが各地で異なり、ニセモノ製造行為を効果的に取り締まるには商標局の統一指導のもと、各地の商標行政部門が積極的に商標の行政管理活動に協力することが必要であると強調した。呂副処長はまた、最近の商標法執行状況を紹介し、中国の商標法の健全化と完全化に伴い、企業の商標権益にも十分な保護が与えられるようになるだろうと述べた。（商標世界8月30日）

### ★★★3. 江蘇省銅山県、産官一体でニセモノ対策強化★★★

ここ一ヶ月で、江蘇省銅山県工商局と20社余りの企業との密接な協力により、20件以上のニ

セモノ・権利侵害案件の取調べが行われた。その被害総額は28万元、企業のために挽回した経済損失額は20万元以上であった。同工商局は今回の取締り成功の理由として、1. 企業から提供された情報に基づいて企業と共同で取締り活動を行ったこと、2. 同地区のニセモノ状況に基づいて、企業と共同で積極的に市場の整理整頓を行ったこと、3. ニセモノ製品を発見した際には即刻関連企業に報告し、検査報告を適時に行い、周到な処理を行うなど、企業側に積極的に通知を行ったこと、の三点を挙げている。(中国工商報 9月6日)

#### ★★★ 4. 工商局、「逆模倣」製品にも注意を喚起★★★

逆模倣製品とは、自社製品の上に他社の商標を勝手に使用するニセモノ製品とは逆に、他社の製品の上に勝手に自社の商標を使用する行為を言う。現在、各地ではニセモノ取締り活動に力を入れているが、このような逆模倣行為はあまり重視されていない。アメリカ、フランス、イタリア、オーストラリアなどの国では法律で明文により逆模倣行為が禁止されているが、中国の現行法律ではこれを明確に禁止する規定が設けられていない。中国法制建設の絶え間ない改善に伴い、逆模倣行為を禁止する規定も遠からず制定されるものと思われる。企業も現在の段階から、逆模倣行為が他人の商標権を侵害し消費者の合法的權益に違反する嚴重な違法行為であることを十分に認識すべきであり、我々のニセモノ取締り活動もより広い範囲から進めていかなければならない。(中国工商報 9月11日)

#### ★★★ 5. 広東省警察、世界各地に販売ルートを持つ9ヶ所のニセモノ製造・販売拠点を摘発★★★

広東省警察は東莞でニセブランド腕時計製造案件の調査を行い、9ヶ所のニセモノ製造販売拠点を摘発し、大量のニセモノ製品を押収し、現場でその製造人員18人を連行した。現在うち9人が刑事拘留されている。これらニセモノ案件の特徴としては、自社で製造した製品を海外の有名ブランド製品と偽り世界各地に販売していたことである。

8月22日、広東省公安厅は東莞市栄豊表業有限公司のニセモノ海外有名ブランド腕時計の製造行為を一度に摘発した。当局は現場でシチズン、ロレックス、セイコーなどの20種類のブランド腕時計の半完成品33,000個、製造用見本700個及び総重量4トンに及ぶ原材料を押収した。この工場では8年間にわたりニセモノ腕時計を製造しており、その非法な経営額は1,000万元以上に上ると見られている。(中国質量報 9月5日)

#### ★★★ 6. 珠海にて押収された海賊版CDを廃棄処分★★★

中国史上、規模と数量において最大級の密輸海賊版CD廃棄処分が8月28日、広東省珠海市体育中心において行われた。発せられた命令に従い、15台の粉碎機が同時に始動し、1640万枚の密輸された海賊版CDを粉々になるまで破壊した。国家版權局の石宗源局長は、これにより社会主義市場經濟の秩序の整頓と規範化への堅い決心を示すことができたと言った。(中国質量報 8月29日)

#### ★★★ 7. 広東省、10件のニセモノ製造・販売案件を公布★★★

9月8日、広東省質量技術監督局は今年1月から7月に取調べが行われたニセモノ製品の製造販売に関する十大案件を公布した。これら案件には、電気ケーブル、包装印刷、衣料品、携帯電

話の充電器、自動車の部品、靴、インターネットカード、濾過清浄器などに関するものが含まれる。伝えによると、今年7月までに広東省で調査されたニセモノ関連案件は17,887件、取り調べられた模倣・劣悪製品の製造・販売企業は13,310社、その模倣・劣悪製品の市場価値は1.1億元に上るといふ。(中国質量報9月12日)

#### ★★★8. 公安部、ニセモノ製造に関する9件の刑事案件を公布★★★

今年7月まで、公安部は9件のニセモノ製造に関する重大刑事案件をすべて公布した。それら案件の中には、今年4月に深センで摘発されたタグホイヤーのニセ腕時計製造販売案、今年1月に広東省で摘発されたコダック・富士・コニカのフィルム包装紙非法印刷案、昨年12月に福建省で摘発された、中古自動車の部品で組み立てた粗悪自動車を販売していた案件などが含まれる。いずれの案件も刑事事件として捜査が進められ、主要な被疑者はそれぞれ検察機関や司法機関に移送されている。(中国防偽2001年9月)

#### ★★★9. 新疆工商局、ニセモノの取締りを強化★★★

2001年7月末までに新疆全地区で立件された案件のうち、総額が10万元以上或いは罰金額が一万元以上であった大型案件は25件あり、うち18件は審理が終了しており、徴収した罰金の合計額は45.75万元であった。そのうち、2000年6月に摘発された案件は“シチズン”“カシオ”のニセ電卓に関わるもので、捜査の際に市場総価値約26万元相当になる2万5000個のニセ電卓が押収された。ウルムチ市工商局が摘発した時点で、当事者はすでに各種電卓を2万個以上販売しており、非法な経営額は27万元以上と見られる。(中国商標世界8月30日)

#### ★★★10. 浙江省、「BANDO」及び「BANOD」の登録商標権侵害案を審理★★★

浙江省三門県工商局は国家工商総局及び省、市の工商局と協力し、日本阪東化学株式会社の“BANDO”ブランドの伝動ベルトを無断で製造していた三門県の某企業を摘発した。今回押収された“BANDO”ブランドの伝動ベルトは383ケース、合計38,690本で、同時に他の取締りグループも三門県の某印刷工場内から“BANDO”商標の非法な印刷に使用されたと見られる型を押収した。三門県の某企業による“BANDO”製品模倣行為は阪東化学株式会社の“BANDO”登録商標専用権を侵害する嚴重な違法行為である。三門県工商局の関係者は関連する法律規定に基づき、現地で発見された商標侵害製品を差し押さえた。その被害の市場価値は50万元以上になると見られる。現在関連部門は専門の対策グループを設置し、本件の詳しい調査に当たっている。(商標世界8月23日)

#### ★★★11. 森鴻社、「HONDA」商標の盗用で賠償責任を負う★★★

重慶森鴻実業有限公司がHONDAの商標を無断で使用していた案件につき、重慶市第一中級人民法院が森鴻社に対し日本本田技研株式会社に24万元の賠償金を支払うよう命じた。1999年7月、重慶市公安局及び重慶市技術監督局法執行大隊が森鴻社を捜査した際に“HONDA”商標を付したエンジン385台を発見し、その後の鑑定を経て同社がニセモノのHONDAエンジンの卸売りをを行っていることをつきとめた。これを受け、日本本田技研工業株式会社は重慶市第一中級人民法院に提訴した。同人民法院は本田技研社の訴えを支持し、森鴻社に対し、未販売の“HONDA”商標のエンジン及び当該製品を製造するための専用設備とサンプルを即刻廃棄処分

し、かつ本田技研社に対し 240,799 元の経済損失を賠償するとともに、本田技研社に公に謝罪するよう命じた。同時に、森鴻社の三人の経営者にも連帯して義務を履行するよう命じた。

“HONDA”の商標は 1999 年と 2000 年に国家交渉行政管理局商標局より全国重点保護商標に認定されている。昨年も森鴻社の法人代表者が重慶市九龍坡区人民法院にて登録商標模倣罪により既に 2 年の有期懲役と罰金 2 万元を命じられている。(中国知識産権報 8 月 17 日)

### ★★★ 12. ニセモノ製品のセールスについて講義を行っていた天津企業を摘発★★★

9 月 11 日、天津市質量技術監督捜査隊が通報により天津市河東区にある智科科技發展有限公司を捜査した際、ビルの 2 階で 20 個以上のダンボールケースに入った“瓢柔”“碧浪”などのニセモノの疑いのある宝潔社の製品を発見した。その後捜査人員がビル 5 階の事務所及び会議室に立ち入ると、天津市の専門学生らがセールスについての講義を受けている最中であった。学生らはみな同社がニセモノ製品を販売していることを知らず、天津市内の職業紹介所の紹介を経て同社でセールスの講義を受けていたと言う。調べによると、同社は 2 年以上ニセモノ製品の保管・セールスに従事しており、同社の販売促進人員がニセモノ製品を販売する際には、それぞれの身分証明書を担保としなければならなかったという。事実、現場捜索時に同社財務室から 50 人分の販売促進人員の身分証明書が発見された。また、今回の現場立入り捜査に参加した宝潔会社の代表者によると、同社は宝潔社の代理商ではなく、保管されていた宝潔社製品はすべてニセモノであるという。同社の倉庫からは、他にも聯合利華、絲宝集團、強生公司等のニセモノ製品が見つかり、いずれも現場で差し押さえられた。(中国質量報 9 月 12 日)

### ★★★ 13. 成都にてニセモノ取締りウェブサイト開設★★★

成都ニセモノ取締りウェブサイトは成都市唯一のニセモノ取締り専門ウェブサイトである。同ウェブサイトは企業、消費者をサービスの重点的対象としたもので、関連政策法規、法律コンサルティング、法律執行の動向、投資環境、権益保護、製品の品質、会員リスト、名誉企業、著名商標、安心な店のリストなどの項目からなる。市のニセモノ取締り事務局の指定する各専門家がそれぞれの項目で提供される情報に対し適時に審査を行う。成都市各クラス政府部門は、同ウェブサイトは今後業務の指導部門とする。(中国質量報 8 月 21 日)

## ○中国司法・行政関連

### ★★★ 1. 外資系企業が四川省で提起した著作権侵害訴訟に国際条約を適用★★★

スイス FRANKE 社が四川省に投資設立した独資企業、布魯克(成都)工程有限責任会社が四川万豪実業有限責任公司を著作権侵害で訴えた案件で、9 月 5 日、四川省高級人民法院が二審判決を覆して一審を支持し、万豪公司に対し布魯克社が著作権を所有する 14 点の工程撮影作品と関連技術の使用を即刻停止し、10 日以内に「四川日報」にて布魯克社に対し謝罪するとともに、布魯克社が本訴訟の際に要した全ての調査費、弁護士費用、認証費用など約 5 万元の損失を支払うよう命じた。

1999 年 6 月、万豪公司は宣伝用パンフレットにおいてスイス FRANKE 社の撮影した 13 点の作品と布魯克社の一点の撮影作品及び「技術報告匯編 97 年版」「同 98 年版」上の作品説明の文章を無断で使用した。布魯克社は後にこの事実を知り、四川省成都市中級人民法院に著作権侵

害及びトレードシークレット侵害の訴訟を起こした。成都中級人民法院は万豪公司の行為を著作権の侵害と認め、中国の関連民事法及び「文学及び芸術的著作物の保護に関するベルヌ条約」に基づいて上述の裁定を下した。(法制日報 9月6日)

**★★★ 2. 四川省にて涉外特許侵害に関する初の集団紛争案終結、被告 26 社が Philips に対し謝罪★★★**

四川省にて涉外特許侵害に関する初の集団紛争案が、四川省知識産権局を経て和解により円満に解決した。8月7日、Philips 社が四川省知識産権局に 26 の販売会社に対する訴訟を提起した。1995 年以来、Philips 社は中国でカミソリや電気シェーバーなどの 10 点余りの実用新案特許を申請し、これら特許を取得した。これらの特許権は規定ではまだ保護期間内であった。8月9日、四川省知識産権局と省公安厅経偵総隊が連合活動として成都市の市場を訪れた際、権利侵害の疑いのある 26 の販売会社のショーケースや倉庫を検査し、各種の権利侵害の疑いのある 821 製品に対し差し押え措置を行った。8月27日から 29 日まで、四川省知識産権局はこれらの権利侵害紛争に対し公開審理を行い、Philips 社と 26 の販売会社の間で和解を成立させ、最終的にこの 26 社に対し侵害行為の即刻停止、権利侵害製品の破棄、和解協議の必要経費の負担を命じ、かつ Philips 社へ書面による謝罪と保証書を提出させ、さらに 10 万元の違約金の支払いを請求した。8月30日、差し押さえられていた製品が四川省知識産権局の監督の下、Philips 社と一部の被告企業により廃棄処分された。(中国知識産権報 9月14日)

**★★★ 3. 福建省人民法院、知的財産権関連案件の審理新システムを確立★★★**

福建省高級人民法院は 8月16日、伝統的な知識財産権関連の民事案件以外にも、知識財産権訴訟前の侵害行為停止、訴訟保全、及び知的財産権関連の行政案件はすべて知識財産権審判廷が統一して審理することを決定した。この決定は、知的財産権案の審理に関する全く新しいシステムが福建省にて正式に確立したことを意味する。行政案件と民事案件(知的財産権関連の刑事案件の審理は統一されていない)を知識財産権廷が統一して審理することにより、より公平な審理が保証されるだけでなく、案件処理の効率を高めることが可能となる。これは実際の状況に即して知識財産権審理体制の作用をより良く発揮できるモデルであると言える。(中国知識産権報 8月31日)

**★★★ 4. 内モンゴルの市場規範化進む★★★**

満州里、二連浩特両市の工商局は積極的に中口、中モ間の貿易の盛んな辺境地区の監督管理と規範化に介入し、二セモノ取締りや粗悪品検査に力を入れ、連続して一連の大型案件を処理した。今年 6 月から 7 月の各種経済違法案件は 1500 件に上り、罰金・没収額は 122 万元となり、これは昨年一年間で処理した件数の何十倍にもなる。うち 20 件は総価値が 10 万元以上の大型案件であった。(中国工商報 9月13日)

**★★★ 5. 広東省の各産業協会、独自のルールを発布し権利保護に乗り出す★★★**

広東省潮安県の庵埠鎮と澄海市はそれぞれ「食品の郷」、「おもちゃ王国」と呼ばれている。伝統的な食品工業と玩具工業の特徴は「垣根が低く入り易い」であり、無秩序な競争を生み出し易い状況にある。このような市場を規範化し、現地の支柱産業を保護し、経済の健全で安定した発

展を促進するため、庵埠鎮食品行業協會と澄海市玩具行業協會は率先して知的財産権の保護を強化する独自ルールを制定し、実際にこれを実施して当事者の権益の保護を行っている。

庵埠鎮食品行業協會は同産業の健全な発展のため、中国民法通則、製品品質法、特許法、商標法、著作権法、不正競争防止法などの関連法律の規定を学習したのち、「庵埠鎮食品行業協會の製品の名称、商標、標識、法曹デザイン方案の権利保護に関する公約」を制定した。同公約は全鎮食品企業の共同署名をもって可決され、鎮政府により発布された。澄海市玩具行業協會も同じく、「澄海市玩具製品と技術権利保護公約（試行）」を制定した。これは同協會の会員により執行されている。（中国知識産権報 9月5日）

#### ★★★ 6. 国家知識産権局特許審査協力センター、新たに 131 人の審査員を採用★★★

今年 5 月に設立された国家知識産権局特許審査協力センターでは、審査員の一般公募を開始してからすでに 1200 人以上の応募を受け付けた。厳格な試験を経て、今回 131 人の審査員が新たに採用された。博士 2 人、修士 21 人を含む新採用者の平均年齢は 28 歳にも満たない。協力センターは新しい審査員の研修を年末から始めると言う。（中国知識産権報 9月14日）

※同センターは、日本の I P C C に相当する機関。国家知識産権局によれば、当初、企業等の研究者・技術者の O B を数多く採用する予定であったが、外国語能力の要求等により平均年齢 30 歳弱の技術者・研究者を採用する結果となった模様。

#### ○その他 I P R 関連

##### ★★★ 1. 中国国際情報技術展示会、北京にて 12 月 13 日～16 日まで開催★★★

中国 IT 産業の発展を推し進め、IT 産業の技術の向上と成果の産業化を促進し、国民経済と社会発展の各領域における情報技術の幅広い応用を推進するため、中国情報産業部は今年初め、毎年一度中国国際情報技術展示会を行うことを決定した。初回の展示会は今年 12 月 13 日から 16 日までの 4 日間、北京で行われる予定である。（中国知識産権報 9月7日）

##### ★★★ 2. 第 13 回全国発明展覧会、9 月 21 日～25 日まで昆明にて開催★★★

「科学技術の発明を展示し、西部開発を促進しよう」をメインテーマとした第 13 回全国発明展覧会が、9 月 21 日から 25 日まで昆明にて開催される。この展覧会は国家知識産権局、雲南省人民政府、中国発明協会により主催され、雲南省科学技術庁、雲南省知識産権局、雲南省発明協会により運営されるものである。

雲南省では同展覧会を契機とし、中国 WTO 加盟と知識産権保護についての報告会を後日開催する予定である。（中国知識産権報 9月12日）

#### ○ JETRO からのお知らせ

##### ★★★ 1. 第 1 回日中韓特許庁長官政策対話会議が開催★★★

去る 9 月 11 日、東京にて日中韓特許庁長官による政策対話が開催されました。アジアの知的財産権分野をリードするこの 3 カ国の長官が一堂に会する会議は今回が初。日本国特許庁及川長官、中国知識産権局王局長、韓国特許庁林庁長から各国の取組について紹介するとともに、三国

間相互における将来の協力のあり方、ASEAN 諸国に対する協力のあり方等について議論がなされました。

また、当日には ASEAN+3 国の知財権庁による初の会合も開催され、東アジア地域における知財権庁間の対話・協力の枠組みが構築された歴史的な日となりました。

**★★★ 2. 商工会議所 IPG/JETRO 北京センターによる知的財産権基礎講座が 10 月開講★★★**

北京商工会議所 IPG と JETRO 北京センターは、現地日系企業の日本人駐在員及びローカルスタッフを対象とした知的財産権入門のための基礎講座を 10 月より開講することといたしました。

近年、知的財産権に関する知識と実践は、中国でビジネスを行う上で必要不可欠なものなりつつありますが、日本人駐在員及びローカルスタッフの多くが基礎的な知識において不足している状況にあります。本講座はこれに応えるため、実践 6 回コースで日本人駐在員向けには 10 月より毎月第 3 木曜日に、ローカルスタッフ向けには同第 4 木曜日に開講いたします。なお、JETRO 上海、JETRO 香港でも同様の講座の開講に向けて準備を進めていますので、ご関心の方は、是非受講されますことをお願いいたします。

**★★★ 3. 精華大学 TLO 訪問★★★**

去る 9 月 4 日、中国アカデミズムの最高峰である精華大学の TLO (技術移転機関) を訪問し、同大学の取組状況についてヒアリングしました。

同大学は、年間 300 件弱の特許出願があり中国 NO.1 の大学であるとともに、既に 40 の企業集団 (うち 4 つは上場済) を輩出している。同大学との共同研究や企業の共同設立には毎日多くの中国企業、欧米企業からオファーがあるとのこと。彼らが目標とするところはスタンフォードや MIT であり、中国企業の産業競争力強化のための研究開発は、彼らの役割であるとの強い認識を持っていました。

中国の大学は、清華大学を筆頭にして全国の大学がこうした意識を持って活動しており、JETRO 北京センター知財室では、本年度内にこうした中国アカデミズムの実態を詳細に調査する予定です。

**★★★ 4. 中国渉外専利事務所情報、近々公開★★★**

JETRO 北京知財室では、中国の渉外専利事務所 (現在 23 ヶ所) の業務内容 (事務所規模、専門分野、訴訟、各種調査、日本語・英語能力等) についてアンケート調査を実施しました。現在、その内容について取りまとめ作業をしており、近々、その内容を公開する予定です。さらに、ニセモノ調査会社や弁護士事務所についてもアンケートを行う予定であり、その結果についても公開いたします。取りまとめ次第、ホームページ (日中経済協会北京事務所知的財産権室 HP、下記参照) 及び冊子にして無料配布予定です。

==== **China IP News Letter** =====

JETRO 北京センター 知的財産権室

=====

発行人: JETRO 北京センター知的財産権室 室長 日高 賢治

このニュースレターは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています（記事末尾に出展の記載のないものは、JETRO 独自調査によるものです）。

配布の追加・停止等は、以下にアクセスお願いいたします。

<http://www.melma.com/mag/17/m00002317/>

また、中国の知財関連情報全般、関係法律全文訳、本メールマガジン・バックナンバー等をご覧になりたい方は、下記アドレス（日中経協知財室HP）にアクセス下さい。

<http://www.cnip.org>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail : [post@cnip.org](mailto:post@cnip.org)

Copyright 2001 Kenji Hidaka, all rights reserved

---

---